平成２１年（フ）第３５３３号
神奈川県海老名市上今泉２丁目５番39―213号
破産者　河田　克弥
1　決定年月日　平成22年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１２０８号
横浜市磯子区丸山２丁目23番19号、住民票上の住所横浜市中区長者町８丁目132番地　清正公プラザマンション907号室
破産者　角屋　誠剛
1　決定年月日　平成22年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１２０９号
横浜市磯子区丸山２丁目23番19号
破産者　角屋　博利
1　決定年月日　平成22年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１７８０号
横浜市旭区万騎が原58番地　志田方
破産者　大屋　邦昭
1　決定年月日　平成22年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１９４６号
神奈川県高座郡寒川町岡田８丁目１番９号　グランデュールヤマトＡ―101号
破産者　今吉　重喜
1　決定年月日　平成22年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２２号
京都府京都市北区紫野下門前町66番地31
破産者　下中　祐治
1　決定年月日　平成22年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所敦賀支部

平成２２年（フ）第１７１号
静岡県浜松市中区萩丘４丁目19番19号　若竹荘１－Ｃ、前住所静岡県浜松市中区小豆餅４丁目20番17号
破産者　大池　俊博
1　決定年月日　平成22年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２２年（フ）第４１９号
京都市南区吉祥院石原長田町１番地の１　桂川ハイツ２号館402号室
破産者　枚本　圭一
1　決定年月日　平成22年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第４２０号
京都市南区吉祥院石原長田町１番地の１　桂川ハイツ２号館402号室
破産者　枚本　好恵
1　決定年月日　平成22年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１０１２号
京都市西京区下津林番条65番地　レジデンス桂川106号
破産者　小嶋　耕治
1　決定年月日　平成22年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１０１３号
京都市伏見区久我森の宮町15番地16　リーブラＫＯＧＡ103号
破産者　吉田　光一
1　決定年月日　平成22年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第７７号
熊本県玉名市両迫間1355番地１
破産者　簑原　達磨
1　決定年月日　平成22年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所玉名支部

平成２１年（フ）第５１２号
大分県別府市秋葉町７番24号、破産開始決定時の住所大分県別府市北浜１丁目４番21号
破産者　東保　博子
1　決定年月日　平成22年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２１年（フ）第８３５号
大分市大字森町1109番地の３　セス・テラッツアＥ
破産者　市原　章弘
1　決定年月日　平成22年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第２４４号
大分県由布市湯布院町川上1772番地
破産者　佐藤　　匡
1　決定年月日　平成22年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２１年（フ）第６８号
宮崎県串間市市木437番地１、破産手続開始時の住民票上の住所宮崎県日南市大字星倉2198番地１
破産者　東濵　勝己
1　決定年月日　平成22年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所日南支部破産係

平成２１年（フ）第３０７号
宮崎県延岡市北町１丁目３番地８
破産者　今井　京子
1　決定年月日　平成22年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所延岡支部

破産手続終結

平成２１年（フ）第１６５７３号
福島県会津若松市東栄町６―50
破産者　阿部　隆一
1　決定年月日　平成22年９月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部